

利用者各位

川口市福祉部長寿支援課長

「ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業」における支給要件の変更について

平素より、高齢者保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年11月9日厚生労働省通知「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取扱いについて」に基づき、下記のとおり「紙おむつ支給事業」の支給要件が変更となりますのでお知らせいたします。この変更により、市県民税課税者である方は支給事業の対象外となりますので、ご自身の課税状況についてご確認くださいませようお願いいたします。

記

1. 変更時期：令和3年4月1日

2. 支給要件：変更前 おおむね65歳以上で常時臥床又は認知症等で失禁状態にある者



変更後 おおむね65歳以上で常時臥床又は認知症等で失禁状態にあり、
本人が市県民税非課税である者（要件追加）

3. 要件変更に伴う届出

：ご利用者様からの届出は不要です。担当課で令和3年度課税状況を確認させていただき、対象外となる方には通知いたします。（令和3年6月頃）

4. 激変緩和措置

：令和2年度に本人課税者であるご利用者様は、令和3年4月から支給事業の対象外となります。ただし、激変緩和措置として令和3年6月分まで、従来通り紙おむつ支給事業の利用ができます。

【お問合せ先】長寿支援課 支援係

TEL：048－259－7652(直通)